

登校拒否・不登校の子どもの居場所 —施策と現場実践を通してこれからの展望する—

中原 大介*, 土井 広行**

要約

本稿では、登校拒否・不登校の問題を抱える子どもたちの「居場所」について考察を行った。1983年の学校不適応対策調査研究協力者会議報告や2003年の不登校問題に関する調査研究協力者会議報告では「居場所」について次の様な言及が見られた。一点目は「学校内の居場所を確保する事の重要性」、二点目は「学校外の居場所を積極的に利用することの重要性」であった。学校外の居場所の活用については、公的機関として適応指導教室や教育センターなどの整備・充実を図ると両報告で言及されていた。一方、1983年の報告で積極的な利用とまでは考えられていなかった、民間施設やNPO等の活用が2003年度の報告では積極的に活用するよう転換をしていった。この様な行政の流れの中で、実際に現場で支援を行っているNPO法人レインボーハウスの実践と理念、また抱える問題点について記述した。その中では人数減による運営の困難さや「居やすさ」を前提とされる居場所での運営の難しさなど様々な困難があることが分かった。その上で、その困難を乗り越え子どもたちにとってよりよい支援ができる「居場所像」について提案を行うこととする。

キーワード：登校拒否・不登校、居場所、NPO、実践

2013年8月30日受理（実践研究）

1. はじめに

登校拒否・不登校の問題に関わって、文部省（1992年）による調査（学校不適応対策調査研究協力者会議報告）、文部科学省（2003年）による調査（不登校問題に関する調査研究協力者会議）で、政府はその対策について一定の方針を打ち出している。

従来、登校拒否・不登校への対応については家庭に責任があるように考えられている時期もあったが、1992年の学校不適応対策調査研究会議の報告によって、どの家庭においても登校拒否・不登校の子どもは現れる可能性があるという見解を示した。その様な現状を踏まえた上で、適応指導教室といった学校内外での支援を行うようになっていった。

その対策の中では学校以外の「居場所」での取り組

みを一定評価し、推進している傾向が見られる。このことは「居場所」への参加を学校の出席日数としてカウントするといった取り組みとして現れている。またその「居場所」は第2章で考察するように、「安心して、ありのままにいられる」事が大切なのではないかと考えられる。

しかしながら、従来の登校拒否・不登校の問題から発達障害や精神障害といった疾病・障害の問題についてもクローズアップされるようになり¹、単に「居場所」を確保し、保障するというのみでは現在の登校拒否・不登校問題に対応できなくなっているのではないかと考えられる。

またその一方で、居場所における支援内容が「学習支援」、「発達障害をもつ児童・青年への支援」や「精

*福山平成大学

連絡先：中原 大介

〒720-0001 広島県福山市御幸町上岩成117-1

福山平成大学 福祉健康学部 こども学科

E-mail: nakahara@heisei-u.ac.jp

**NPO法人レインボーハウス

神障害を持つ青年への支援」などに注力されていく傾向が見られ、従来のように「自らの生き方を考える」「少し休憩をして、力を蓄え再出発する」といったニーズを満たすことができているのかどうかという疑問を持たざるを得ない。

とはいえ、これらの取り組みは、様々な悩みを抱え、また、進路就職といった自らのキャリアについての悩みや様々なニーズを抱える、登校拒否・不登校の児童・生徒に対し、最大限の機会や居場所を保証しようという考え方の現れであるといえるだろう。

その一方で、前述のような本来の「居場所」の機能を持つことが難しくなっている「居場所」も散見されるように思われる。

ここで、まず「居場所」の定義について考え、その後文部科学省による登校拒否・不登校の問題を抱える児童・生徒の支援について「居場所」という視点からの分析を行う。その上で、また、登校拒否・不登校の問題を抱える児童・生徒の実際に支援を行っているNPO法人レインボーハウスの実践と抱える問題点を取り上げる。

NPO法人レインボーハウスの運営方針の一つは、「子ども・青年にとって居心地の良い場所であること」であり、あえて学習支援・就労支援を行っていない。その結果、運営上の困難を抱えながらも「居場所」としての機能を維持しようと努力している。その運営理念とその実践から、居場所の運営、あり方についての示唆を得ることとし、その上で居場所運営・あり方の一提案を行うこととした。

2. 登校拒否・不登校問題における「居場所」の考え方 (1)「居場所」について

「居場所」というと単純に身の置き場であるという物理的な居場所、「こころの居場所」という言葉に代表されるような心理的な居場所の両側面がある。石本は、「居場所概念」の整理の過程において次の様に述べている。『「居場所」という言葉は本来「居る場所」を表す言葉であり、現在でも辞書（広辞苑、1998）では『いるところ、いどころ』という意味が示されているのみであるが、上記のように用いられる『居場所』という言葉は『心の居場所』と表現されるように、物理的な場所ではなく、心理的概念を指し示している。』と「居場所」の概念について、提起をしている²。しかし、「一般的に用いられる場合においても、その意

味が明確にされて用いられているわけではなく、居場所の概念について十分な共通理解が得られているわけではない。』とも石本は述べている³。ここには、登校拒否・不登校の問題を抱える子どもの増加や、様々な問題を抱える子どもたちの事件、行動に対し「居場所」を無くしている子どもたちに何らかの居場所を保障する必要性が先行してきた経緯があるのではないかと考えられる。

また、登校拒否・不登校問題における「居場所」という点については、文部省がその報告の中で、学校現場における「居場所」を子どもたちに保障することの重要性を述べている⁴。また、石本によるとそれ以降新聞紙面の分析を行うと「文部省の報告書以降、『居場所』や『居場所がない』といった表現の使用数が急激に増加した。」と述べている⁵。

さらに、「居場所」という言葉について、物理的居場所と心理的居場所という定義に関わって考えてみる。同じく石本によると、1985年の「東京シュレー」設立を期に「心理的居場所」という言葉が使用されるようになったのではないかと分析を行っている⁶。この様に、もともと登校拒否・不登校の問題をきっかけにして「居場所」という言葉が使われるようになったが、元々の物理的居場所から心理的居場所へと言葉の利用定義が広がっていくと共に、その居場所を利用する対象も変化をしてきた。このことについて、「1990年代半ば以降、居場所は不登校問題という枠と小中学生という枠を超え、一般的な問題を表す言葉として共有させるようになったといえよう。」と石本は述べている⁷。

また、小川の研究によると子どもの「居場所」という言葉がマスコミにしばしば登場するようになったのは1980年代になってからであり、やはり登校拒否・不登校の問題から学校以外の選択する場所としての「居場所」が注目を浴びるようになったとされている⁸。

学校や家に「居場所」を失った登校拒否・不登校の問題を抱える子どもたちにとって、1980年代から1990年代の「居場所」はまさにシェルターと呼べるような存在であったと考えられる。また、その子どもを支える親たちにとっても同じ価値観、境遇を共有できる大事な避難場所であったことは想像に難くない。1992年の文部省調査によって、「どの家族、子どもにも登校拒否問題は起こりうる」とされるまで、特別な子ども、特別な家庭で起きると考えられている時代背景の

中では、その様なシェルターの役割をまず「居場所」が大きく担っていたのではないだろうか。

「居場所」は高速道路のように競争を強いられる学校とは違い、「自分が自分であって大丈夫だ」という自己肯定感を持つことができる場所である必要がある⁹。少なくとも疲弊した子どもをいったん休ませ、再度競争へと追い込んでいくための休憩所であってはならないと考える。この様な居場所のあり方について住田は「居場所のなかで子どもは漸く自分が居てもよいところ、自分が居られるところとして、安心感や安全感、リラックス感を覚え、自己を安定化させることができたのである。」とし、「子どもは居場所の中で自己受容と他者受容を経験し、問題は自分だけではないという安堵感とともに自身が受容されているという安心感・信頼感から自己に確証を持つことができ、自己安定感を持つことが出来るのだ。」と述べている¹⁰。さらに、住田は「この受容の態度こそが子どもの居場所の神髄だといってよい。」とも述べている¹¹。

また、小川は居場所について次の様に述べている。「空間的・物理的にも子ども自身が存在に証を刻み込んでいける自由さ、柔軟さが兼ね備えられ、『動き』と『根付き』の緊張関係を含みつつデザインされてこそ『居場所』となることが望ましい。」としている¹²。つまり、居場所には一定の自由と柔軟さが求められることを示している。

ありのままに居られるということが「居場所」の大きな役割であり、学校へ行くことのできなくなった児童・生徒にとっては自分を再度見つめ、受け入れ、赦す場所という役割が「居場所」にはあると考えることができるだろう。

つまり、本来的に「居場所」とは物理的居場所という観点からは、一定共通の目的を持ちながらも、その利用する子どもたちにとっては、それぞれの個性を大切にし、さらにお互いの関係性を調整する必要がある。つまり共通の同じ居場所にいながら、利用者はそれぞれお互いが自由であるという相反する目的を両立させる必要がある。その上で、心理的居場所として自己受容・他者受容に基づいた、自己肯定感を育てていく場所でもあることが求められる。

(2) 学校不適応対策調査研究協力者会議報告における「居場所」の取り扱い

登校拒否・不登校問題における調査について、現在に至るまで文部省、文部科学省の2つの調査がある。

本項では文部省の調査について、「居場所」という観点から分析を行う。

1992年の学校不適応対策調査研究協力者会議報告（以下、1992年報告と呼称する）は、「登校拒否・不登校が特定の家庭や子どものみにかかるのではなく、誰にでも起きうる」と述べ、従来の登校拒否・不登校に対する考え方を転換させた画期的な報告であるとされている。その中で、居場所については次のように提言されている。まず、「多様な適応指導の方策の実施」として居場所に関する項目が挙げられている。その中で学校以外の場所の充実について述べられており、「学校以外に様々な適応指導の機会や場を設け、それらに参加出来るよう支援することは、立ち直りの指導と同時に児童生徒のための『心の居場所』をつくるという役割を果たすことになる」との記述が見られる¹³。その後「適応指導教室」の整備・充実について述べられている。文部省では平成2年からこのような学校外での適応指導教室の実践的な研究を進めており、この報告ではさらなる適応指導教室の設置、推進が望ましいと報告されている。また、前述のように学校内にも「心の居場所」となるような、適応指導の場を設置し、さらには余裕教室を活用し、学力補充を行うことなども望ましいと述べられている。

また、本報告では、民間施設における相談・指導についても言及されている。その民間施設の現状について次の様に述べられている。

民間施設の活用については、適応指導教室、教育センター、児童相談所などの公的機関があり、それらで指導を受ける機会が得られない、それらに通うことも困難な場合で本人の希望もあり、適切だと判断された場合は活用が「考慮」されても良いとしている。すなわち、第一義的に学校以外の居場所は公的な機関が保障すると考える事ができる。その上で、困難を抱える子どもたちに対して民間施設を利用することも「考慮する」とされている。1992年報告において、民間施設の利用は積極的とはいえないながらも、一つの選択として活用すべきであると定義されていると考えられる。

また、民間施設は性格、活動内容が多様多様であり、中には指導施設として不適切な物もあると考えられている。そのため、教育委員会による実態の把握が必要であるとし、そのガイドラインの試案が本報告に付帯されている。

(3) 不登校問題に関する調査研究協力者会議における居場所の取り扱い

2003年の不登校問題に関する調査研究協力者会議「今後の不登校への対応の在り方について」（以下2003年報告と呼称する）、において「居場所」に関する項目がどの様に取り扱われていたか本項において検証する。

まず、本報告では学校内における「居場所」について述べられている¹⁴。いわゆる「保健室登校」や「相談室登校」がこれにあたる。これら学校内の居場所については、これからも居場所等の充実を図る必要があると2003年報告では述べられている。

また、「適応指導教室の整備充実」という項目においては、適応指導教室への通級率が問題になっている¹⁵。平成2年度には84カ所設置されていた通級指導教室が、平成13年度においては991カ所に達していた。しかし、全国的な登校拒否・不登校の問題を抱える児童・生徒数から考えると約1割程度のものしか通級できていないという実態が指摘され、さらなる整備・充実が必要であると結論づけられていた。また、前回の1992年報告以来、適応指導教室の整備・充実が必要であるとされながらも、「その役割や望ましい在り方について明確にされてこなかった」¹⁶として、「適応指導教室整備指針（試案）」が2003年報告には添付されている。

また、2003年報告においては民間施設、NPO等とのさらなる連携が必要であると指摘されている。このことは「不登校児童生徒への支援については、民間施設やNPO等においても様々な取組がなされており、今後、学校、適応指導教室等の公的機関は、民間施設等の取組の自主性や成果をふまえつつ、より積極的な連携を図っていくことが望ましい」¹⁷という一文に現れている。

前述のように公的機関である「適応指導教室」の整備の不十分さを指摘しながら、民間施設、NPO等による取組を一定評価し、それを踏まえつつ「積極的に」連携する必要があると文部科学省が考えていると捉えることができる。さらに、「支援の実績がある民間施設に、適応指導教室の相談・指導の業務を委託する等の『公設民営型』の適応指導教室についても今後検討することが考えられる」と踏み込んだ提案も行っている¹⁸。

これらの項目から、2003年報告においては、学校内

での居場所の確保の必要性について言及しながらも、学校外の「居場所」の積極的活用が大きく舵を切り始めていたと考える事ができるだろう。

3. NPO法人レインボーハウスにおける実践と問題点

本章では、和歌山市に設置されているNPO法人レインボーハウスでの取り組み、近年抱える問題点、また運営上の目標・理念を述べることにする。その上で、現場で実践を行っているスタッフが考えるこれからの「居場所」のあり方について考察する。

(1) 居場所「レインボーハウス」とは

不登校・ひきこもりの子ども・青年の居場所「レインボーハウス」は、和歌山市にあった共同保育所・分園の建物をお借りして、1997年4月1日に開所した。和歌山県内の各地域で作られていた親の会の1つ、「登校拒否の子どもを持つ和歌山市親の会（現：登校拒否・ひきこもりの子ども・青年を持つ和歌山市親の会）」の親たちの中から「いつでも、子どもが行きたい時に行ける居場所がほしい」という声が上がったことがきっかけになり、その後、社会福祉法人や教育相談活動をしていた退職教員の協力を得て、居場所開設に至った。2度の移転を経て、2012年2月からは、和歌山市弘西にある新施設で活動している。2001年3月には、特定非営利活動（NPO）法人となった。

対象は小学生・中学生・青年（高校生・大学生も含めて、中学校卒業年齢以上は「青年」と呼称している）とし、年齢に上限は設けていない。開所当初に中心として来所していたのは、小学生・中学生の子どもであったが、現在は青年が多くなっている。2011年度では、レインボーハウスに来所した小・中学生の子どもは5人に対し、青年は15人となっている。

開所日は、水曜日と日曜日・祝祭日を除く週5日の10時から15時（火曜日と土曜日は16時まで）である。毎日のように来所する子ども・青年もいれば、年に1回、特定の行事のときだけ来所する子ども・青年もいる。また、開所時間内であれば、子ども・青年は好きな時に来所し、好きな時に帰宅しても良いという場所にしている。また、何を持ってきてもよいし、何をしても、何もしなくてもよい。行事でお料理を作ったり、プールに行ったりもするが、お料理を作らずに食べるだけでもいいし、プールで泳がずに、浸かりながらおしゃべりしていてもいい。行くか行かないか、い

つ行くか、いつ帰るか、何をするか、しないか、何を
持って行くかも含めて、子ども・青年本人が自分で決
められる場を目指している。

(2) 小・中学生が減少している居場所

現在、不登校・ひきこもりの子ども・青年の居場所
単独で運営している団体は、全国的にも数少ない。レ
インボーハウスとつながりがある居場所等でも、活動
を続けられなくなって閉所したり、活動の規模を縮小
したりしている所が目立つ。これらの閉所したり活動
を縮小したりしている施設でよく聞かれるのは、「来
てくれる小・中学生の子どもがいなくなった」「来て
くれていた子どもたちが、みんな『卒業』してしまっ
た」という声である。来所する子どもが減ったり、い
なくなったりしたことで収入が減少し、規模を縮小す
ることで運営を継続している所や、居場所としての役
割を終えたと感じて閉所した所もある。

「来てくれる小・中学生の子どもが、減っている」
という全国的な傾向に関しては、レインボーハウスも
例外ではない。レインボーハウスの状況について、8
年前の2004年度と昨年度である2011年度を比較して
みた。(表1)

表1 2004年度と2011年度のレインボーハウスの状況比較

	2004年度	→	2011年度
年間開所日数	210日	→	192日
通所のべ人数	1,205人	→	407人
(うち小・中学生)	(874人)	→	(107人)
(うち青年)	(331人)	→	(300人)
通所実人数	44人	→	20人
(うち小・中学生)	(21人)	→	(5人)
(うち青年)	(23人)	→	(15人)
一日平均通所者数	5.74人	→	2.12人

2011年度の年間開所日数については、その年に新
施設への移転作業で休日にした日があったこともあり、
若干開所日数が少なくはあるが、毎年200日余り
で大きな変動はない。それにも関わらず、通所のべ
人数は、およそ3分の1になっている。小・中学生と
青年に分けて見てみると、青年ののべ人数は殆ど減
っていないのに対して、小・中学生ののべ人数はおよ
そ8分の1になっている。実人数でも、青年の減少
数に比べて、小・中学生の減少は顕著である。小・中
学生数の減少が、1日平均通所者数も大幅に引き下
げている。2011年度の平均通所者数2.12人は、通
所する子ども・青年が、1人の日や誰もいない日
も多いというこ

とを示している。実際、木曜日と金曜日に設けてい
る小学生限定の日や中学生限定の日は、子どもが誰
も来ていない日も多く、来所者が1人である事も多
い。さらに、2011年度に通所してくれた青年の顔ぶ
れを見ると、2004年度には小・中学生としてレイン
ボーハウスに通所していた子どもが、中学校を卒業
した後も、高校や大学に行きながら来所している
という青年も多い。

これらを総合すると、「レインボーハウスへ新た
に来所するようになった小・中学生は、殆ど増えて
おらず、数年前から小・中学生で来所していた子
どもが、中学校卒業後も来所していることで、青年
の比率が増している」ということが言える。

小・中学校で、不登校の子どもが減っているの
か。決してそんなことはない。ここ数年、不登校
の小・中学生は、全国で12万人前後と高止まり
傾向である¹⁹。では、なぜ民間の居場所に来て
くれる小・中学生が激減しているのか。近年の
実践を踏まえ、次の二つの仮説を提案する。

- ①社会における雇用環境の悪化や、保護者が母
親だけの家庭が増えたことで、家庭の経済的余
裕が減少している。原則として利用料がかか
らない適応指導教室などの公的機関や自宅の
近くである学校に比べて、高額な利用料が
かかることもあったり、遠くだと保護者の
送迎が必要なこともあったりする民間の
居場所は、敬遠されやすくなっている。
- ②母親も働いているケースが増えていること
で、学校以外のつながりを新たに作る余裕が
なく、学校しか頼る所がない保護者と、「保
護者とも協力する」というマニュアル化され
た不登校対応で子どもの学校復帰を図る教
員との間で、協力体制ができやすくなっ
ている。家庭と学校だけで不登校の子ども
への対応が完結してしまい、民間の居場所
を利用するという状況になりにくい。

レインボーハウスを開所した15年前は、親も
教員も手探りで不登校の子どもに関わってい
る状況で、親の会では保護者から「学校がわ
かってくれない」という嘆きの声がよく聞
かれ、教員からは「親がわかってくれない」
「親のせいだ」という声が多く、「保護者vs
学校」という対立の構造が目立った。学校に
頼れないか

ら、レインボーハウスのような民間施設につながって
いたと言えなくもない。このような相互不信とも言える
状況と比較すると、現在の保護者と教員が協力して
子どもの学校復帰を図るという流れは、保護者や教員
にとってだけを見ると、お互いに安心感を得られやす
い状況にはなっている。しかし、保護者と教員が協力
しているという状況は、子ども本人にとっては、家で
の様子や保護者への言動が学校や教員にも筒抜けであ
る状況とも近い。教員や学校への不満やしんどさを保
護者に話しづらくなり、保護者と教員が用意した「学
校復帰へのルール」に乗らずにはいられない状況を作
ってしまっていないかという危険性を感じている。
例えば子ども本人の口から「学校へ行く」と言ったとし
ても、「学校へ行く」という選択肢以外を選びにくい
状況の中へ追い込まれ、選択を迫られたことで発した
言葉は自己決定とは言えないだろう。このような状況
は、子ども本人にとって最大の居場所であり、最後の
砦でもある家が、「素」に近い自分を出しづらい場所
になりつつあることも意味しているのではないだろう
か。

(3) 来やすさ・居やすさと運営を両立することの難 しさ

レインボーハウスという居場所の運営上、常に考
え、頭を悩ませていることは、「子どもや青年にとっ
て、少しでも来やすくして居やすい居場所を目指しな
がら、どのようにして運営を継続していける状況を確
保していくか」ということである。つまり来所する子
ども・青年にしわ寄せが行くことなく、運営資金をど
うやって確保していくかということである。

民間が運営している居場所の中でも、社会福祉法人
や学習塾が開設した居場所は、元々地域で活動してい
た施設や事業所が母体にあるので、財政も比較的潤沢
で、運営のノウハウもある有給の職員がしっかり配置
されている所も多い。しかし、レインボーハウスを含
む、元々何もなかった所から、保護者やボランティア
が中心となって起ち上げたような居場所では、運営し
ているスタッフが経営の素人であることも多く、運
転資金にも事欠く「自転車操業」の所が少なくない。
大きな法人や事業所がバックにない民間の居場所の多
くは、来てくれる子ども・青年の減少による収入減で閉
所に追い込まれ、現在も運営を継続している居場所
で目立つのは、国や地方自治体を実施している子ども・

若者や精神障害者への学習支援や就労支援、ひきこも
り対策などの助成事業や委託事業を受託することで、
運営資金の確保も図られた所であるということであ
る。

レインボーハウスでも、毎年多くの助成事業や委託
事業に応募し、その内いくつかの団体から支援を受け
ている。公的機関が募集している事業もあれば、民間
団体が募集している事業もある。応募する事業内容
は、居場所活動の行事や毎月開催している親同士の交
流会、レインボーハウスが主催する講演会などで、若
者や精神障害者への就労支援やひきこもり対策で募集
事業に応募したことはない。子どもへの学習支援で助
成金を受けたことはあるが、レインボーハウスとは別
の建物をお借りして、レインボーハウスがお休みの水
曜日に実施することを徹底した。学習支援事業は単年
度で終了し、以後開催していない。レインボーハウス
内で学習支援・就労支援を行わないのは、新たな事業
を始められるスタッフの余裕がないということもある
が、居場所としての来やすさ、居やすさ、さらには居
場所としての存在意義が失われてしまうように考えら
れるからである。これには理由が2つある。

「学習支援」「就労支援」や「ひきこもり対策」とい
う名前にも表れているように、これらの事業の全て
は、社会に出づらい、動きづらい状態になっている子
ども・青年を「動かす」ことを目指していると考えて
いる。外に出られるようになったり、学習を始めたり
、仕事に就けたりしたことが成果であり、その成果
を毎年提出する報告で検証され、成果を一定程度出せ
ないと、次年度からは当然打ち切られることもある。
このような事業を受託している事業所は、得られる助
成金や委託金が運営の生命線であることも多い。即ち
助成金や委託金を打ち切られることは、次年度からの
存続が危機的状況になることを意味する。つまりは、
その居場所で働くスタッフにとっても死活問題であ
る。スタッフが来てくれている子ども・青年と接する
際に、その成果を出すことが頭にちらついて、目の前
の子ども・青年本人が動くことを暗にでも求めること
があるなら、来てくれている子ども・青年は敏感に感
じ取り、その事業の活動だけでなく、居場所全体の来
やすさや居やすさを損ねることにつながるのではない
かと考えられることが理由の1つである。

また、スタッフから子ども・青年が動くことへの働
きかけが一切なかったとしても、居場所が学習支援や

就労支援など動くことを念頭に置いた事業をしているということ自体が、居場所へ来所する子ども・青年にプレッシャーを与えていないかということである。ほとんどの不登校・ひきこもりの子ども・青年は、進路や将来のことで不安や焦り、コンプレックスを感じているように見受けられる。新聞やマスコミの論調も、子どもや青年が動くことや自立を促す論調が目立ち、社会における不登校・ひきこもりの子ども・青年への風当たりが強まっている。このような状況の中で、自宅以外の場所に動くことや自立を強要されない、求められない場所があるということが、居場所の存在意義ではなからうか。

さらに言えば、そもそもレインボーハウスですべての支援を行う必要はないと考えている。学習支援や就労支援に取り組んでいる所は、他にも多くある。来所している子ども・青年からニーズが出てきた時は、地域にある他の支援機関や事業所を紹介することで対応できると考えている。居場所の来やすさや居やすさを犠牲にするリスクを冒してまでも、レインボーハウスで学習支援や就労支援に事業として取り組む必然性はないというのがその理由の2つめである。

(4) 「土台」作りの場や「保険」としての居場所

「子ども・青年は未熟で弱い存在だから、道を誤ったり、失敗をしたりしないように、周りにいる大人が適切に助言や指導をしたり、知識や技術を身に付けさせなければならない。それが、教育や支援だ」と考え、実践している人は多いと思われる。「本人に任せて待つだけでは、長期化してしまう」「ある程度休んだら、適切なタイミングで『背中を押してあげることも必要だ』と言う人も多い。しかし、レインボーハウスに来所する子ども・青年の多くは、周りの大人からの期待に応えようとして、自分を犠牲にしても限界まで頑張り、疲れ果てて動けなくなり、周りの思いに応えられない自分を嫌い、責めている様に感じられる。まだまだしんどい自分に鞭を打ち、動かなければとものがき苦しんでいる。その様な子ども・青年にとってだけでなく、誰にとっても、何かをしたから評価されるのではなく、するかどうかを自分で決められたこと、そしてその自分で決められたことを尊重されたことこそが、自分で自分の人生をつくっていく際の「土台」となるのではないだろうか。このような経験ができる場こそが居場所であり、そんな場をレイン

ボーハウスの目指す目標であると考えている。

また、登校拒否・不登校のしんどさを抱える子どもたちに対し「甘やかしてばかりでは、ダメだ。もっと社会の厳しさを知ったり、我慢も経験させたりしないと、社会では生きていけない」といった意見が向けられることも多い様に思われる。しかし、社会が厳しい場所で、家や居場所と違い、多くの辛い思いや我慢もしなければならないことぐらい、実感はなくても子どもや青年たちはみんな知っていると考えている。だからこそ、現状をどうにかしようともがき、自分の進路や将来に不安を抱き、しんどいのに焦って動こうとしたりするのではないだろうか。「家や居場所を居心地良くするから、子どもや青年は学校や社会に出ていこうとしない」とも言われることが多いが、むしろ反対ではないかと考える。いつでも帰られる、居心地の良い場所があるからこそ、厳しいこともある社会へ出ていくという、失敗するかもしれない大仕事に挑戦することができるのではなからうか。「ゲームばかりしている」「昼夜逆転している」「家で勉強も手伝いもしない」という、本人の中でも世間的にもダメだと思っている状態の自分でも、見捨てずに向き合ってくれた保護者や家族がいる家庭が、まさに「ホーム」として存在していることが、まさに「アウェー」である厳しい社会に本人が出て行こうとする際に、「社会でうまくいかなくて、ボロボロになっても、戻れる家がある」という安心感につながるのではないか。この「戻れる家がある」というような安心感につながる存在はいわば「保険」の様なものとして考えている。子どもや青年にとって最大の「保険」である家庭・保護者には、もちろん遠く及ばないが、居場所としてのレインボーハウスが、「アウェー」な社会の中にある小さな「ホーム」や「保険」の1つになることができればと考えている。来所する子どもや青年が1人でもいる限り、レインボーハウスは居心地が良くていいと私は考えている。「いつでも戻れる」ように、レインボーハウスには卒業もなく、来てくれる子ども・青年の年齢に上限は設けていない。

(5) これからの居場所が目指す姿

私を含め、レインボーハウスのスタッフは、少しでも子ども・青年にとって来やすい・居やすい居場所にしようと努力しているつもりだが、来所する子ども・青年は100%「行きたい」とだけ思ってきているので

はないと感じている。「レインボーハウスに行ったら、お母さんが喜ぶから」「家にいるよりは、退屈しないから」という保護者や家族に気を遣ったり、消去法で来所しているだけで、レインボーハウスへも頑張って来てくれているのである。来所している間も、他の子ども・青年にだけでなく、スタッフにも気を遣ってくれている。子どもや青年に少しでも「行きたい」と思ってもらえる居場所にしていくために、私たちスタッフが努力を続けることはもちろんであるが、今までとは異なる視点から、居場所が果たせる役割を考えていく必要性も感じている。

第2節でも述べたが、レインボーハウスに来てくれる子ども・青年は減ってきている。その事を踏まえるとレインボーハウスに来所していない不登校・ひきこもりの子ども・青年は、どこで過ごしているのか。また、レインボーハウスに来てくれている子ども・青年も、レインボーハウスで過ごす時間は長くても1日の内で5～6時間である。レインボーハウスに来ている時間以外は、どこで過ごしているのか。その子ども・青年たちは家や住んでいる地域で過ごしていると考えられる。これらの時間はレインボーハウスで過ごしている時間より、圧倒的に長い。レインボーハウスという居場所に来てくれる子ども・青年の来やすさ・居やすさを追求するだけでは、地域の中に桃源郷のような場所を作って、子どもや青年を囲い込んでいることと大して変わらないのではないだろうか。

私（土井）の名刺の裏には、「私が目指す3つの柱」と題して、選挙公約のように書いていることがある。

- ①子ども・青年が、自分の人生を自分でつくれるように
- ②親が「孤軍奮闘」しないように
- ③地域を「居場所」に

子ども・青年本人が対象のレインボーハウスという居場所の取り組みだけでなく、最大の居場所である家・家庭を支えるために保護者・家族を対象とした取り組みと、子ども・青年本人やその保護者・家族が生活している地域を丸ごと「居場所」にする取り組みにも力を入れるべきだと考えている。

第2節でも述べたように、最大の居場所であり、特に不登校・ひきこもりの子ども・青年にとっては最後の砦ともいえる家が、自分で自分のことを決められる

居場所になりづらい状況がある。地域社会でのつながりが希薄になってきたこととも関連があるだろうが、家にいる不登校・ひきこもりの子ども・青年と向き合うことによって蓄積する悩みや不安を自分の親など親戚にも話せず、もちろん近所の人にも話せず、誰にも話せずに「私の子育てが悪かったせいだ」「私がどうかしなければ」と背負い込んでいる保護者、特に母親が多い。我が子が苦悩する様子を見て、自分を責めない母親はいないと考えている。また、その母親の様子を見て、「母親が辛い思いをしているのは、自分のせいだ」と更に自分を責めるのが、不登校・ひきこもりの子ども・青年なのである。その様な子ども・青年と保護者が、家の中にふさぎ込み、地域から孤立していく。この悪循環に陥っているケースが一番危なく、このような状態では、なかなか家が居場所にはなりづらい。しんどい子どもや青年と向き合う保護者は、例外なく自分のエネルギーをすり減らしながら関わっている。子ども・青年本人にとって、社会に出ようとする際に、「保険」としての家が安心感になり得ることと同様に、保護者がしんどくなった時に相談できる、「保険」となる人や場が保護者にも不可欠だと考えている。「このままでいいのだろうか」という現在や将来への不安だけでなく、いくら我が子であっても、向き合っていて腹が立つこともある。このような不安や愚痴を聴いてもらえたり、悩みを相談できたりする人や場で、気軽に利用できる所は意外に少ない。

レインボーハウスでは、開所当初から毎月1～2回、親同士の交流会を開催し、親同士が思いを出し合い、つながることのできる場を設けてきた。さらに、昨年からの念願であった「出張相談」という取り組みを実施している。出張相談とは、自宅や近所の公的施設など、不登校・ひきこもりの子ども・青年がいる保護者や家族が都合の良い場所にレインボーハウスのスタッフが赴き、90分を目安にお話をお聴きしている。スタッフ2人がセットで赴くことで、もし自宅で子ども・青年本人がスタッフと会ってみたいというニーズがあれば1人のスタッフが対応できるようにしているが、あくまでも主たる対象は保護者や家族である。出張相談の利用をきっかけにレインボーハウスとつながった保護者や、親同士の交流会にも参加するようになった保護者もいる。家に閉じこもりがちなお子どもらが、新しい場所に出て行き、新しい人とつながっていくことは、かなりハードルが高いと思われる

る。そんな本人と向き合っている保護者も、しんどい状態であることには変わらないが、まだ新しい場所に行ったり、新しい人とつながったりすることに取り組めることが多い。保護者にとっての居場所も設けていくことで、保護者が抱える不安を少しでも減らし、安心を少しでも増やしていくことが、間接的にはあるが保護者が向き合う子ども・青年本人の安心感につながるのではないだろうか。

前述の「3つの柱」の内「居場所」に括弧が付いていることには、意味がある。「フリースペース」なども呼称される、不登校・ひきこもり関連で用いられる従来の居場所が、支援機関を指すことに対して、ここで言う「居場所」は、支援機関に限定されるものではないと考えている。人が安心したり、「保険」にしたりできる存在の総称として使用している言葉である。不登校の子どもが近所の大工さんに大工仕事を教えてもらうことが好きなら、この子どもにとっては、その大工さんが「居場所」なのである。

子ども・青年本人や保護者がつながる拠点としてだけでなく、地域で活動する支援機関相互のつながり作りを目指した取り組みも始めている。不登校・ひきこもりに関連する福祉・医療・教育分野の公的機関や民間機関・団体の方に集まっただき、レインボーハウスの活動・事業に対する意見をいただいた後、交流もする「運営協議会」を開催している。1人の子ども・青年本人や保護者・家族も含めた家庭を、1人の支援者や1つの機関が背負い込み、抱え込むのではなく、地域で活動する福祉・医療・教育などの支援機関が形成するネットワークで関わることができれば、当事者にとっても支援者にとっても、より不安が少なく関わられるのではないだろうか。ネットワークのどこに問い合わせをしても、他の支援機関の情報も得ることができれば、よりニーズに合致した支援機関とつながれるのではないだろうか。実際に、レインボーハウスへ保護者からあった問い合わせの電話に対して、市が運営する適応指導教室や他団体が開催している親同士の交流会の情報も一緒に伝えることがある。複数の中から選べる方が、より自分がつながりやすい所を選べる安心感があると考えからである。同様の理由で、レインボーハウスから会員の方などに毎月送らせていただいているお便りには、レインボーハウス以外の団体が開催する講演会やイベントのチラシも同封している。

お便りは、和歌山県内の報道機関にも一通り送付するようにしている。その為、新聞に掲載されることも多く、ラジオやテレビで取り上げられたこともある。すぐに反響がないことも多いが、半年以上前にとっておいた記事を見て、問い合わせして下さった方もいる。不登校・ひきこもりの子ども・青年の保護者や家族が、支援機関につながっていないという状態は同じであっても、支援機関に関する情報を持ち得ないままの支援機関とつながっていない人と、情報は有るが意思を持って今はつながろうとしていない人では、前者の不安が後者より大きい。地域にはいろんな進学先や支援機関があることなどを知らないだけで抱える「知らない不安」は、情報さえあれば解消できる。レインボーハウスから支援機関などの情報を発信し続けることで、知った保護者や家族が今はどこにもつながなくても、「しんどくなったら、いつでもつながれる」とつながりをストックしておいてもらうことも、安心感になると考えている。お便りが届くことや記事を見ることで、「レインボーハウスは、まだ活動している。しんどくなったら、いつでも連絡できる」と安心すると話された方もいる。このお便りや記事によってストックしているつながりも、「居場所」と言えよう。

「ホーム」である家や居場所と「アウエー」である一般社会との違いはたった1つであると考えている。それは「ホーム」となる家や居場所には、不登校・ひきこもりの子ども・青年のことを理解しようとして、向き合おうとする保護者・家族、スタッフがいるが、「アウエー」である一般社会には、彼らを批判したり、否定したりする人もたくさん存在するということである。ということは、不登校・ひきこもりを支えようと地域で活動している福祉・医療・教育等の支援機関が、分野を越えたネットワークで子ども・青年本人や保護者・家族を支えようとする体制を整えると共に、不登校やひきこもりだけでなく、現在の子ども・青年、その保護者や家族が抱える「しんどい状況」を知っている人、或いはそんな本人や保護者を支えようと思う人が増えていくことは、その地域が「居場所」になっていくということなのである。その為にレインボーハウスは地域への積極的な情報の発信、また地域のつながり作り等の拠点の1つになることを目指している。

レインボーハウスという建物の中だけを「居場所」として考えるのではなく、不登校・引きこもりの子ども

も・青年たちが生きる地域、自治体、国へと取り組みやつながりを広げていくことが、何より当事者や保護者、家族の大きな安心へとつながっていくのではないだろうか。また、その様につながった地域は単に登校拒否・不登校、ひきこもりのしんどさを抱える子ども・青年だけにとって過ごしやすい地域なのではなく、多くの人々にとって試行錯誤もしながら自分で自分の人生をつくっていくことのできる地域になるのではないかと考える。

4. 終わりに

登校拒否・不登校の問題を抱える児童・生徒は現状において、潜在的な数も含め減少しているとは考えにくい²⁰。しかしながら、様々な当事者、家族、教育機関等の取り組みもあり1970年代のように登校刺激を過多に与え、とにかく登校を促すという指導方針からはいくらかの改善が見られていると考えられる。

子どもの学習権を保障するため、また学校への復帰を目指すため、また他の進路を検討する人たちのためにと様々な居場所が設定されるようになった。

従来の学校という枠組みの中でしんどさを感じることから、登校拒否・不登校状態に陥っている児童・生徒の対応は、早い段階から学校以外での取り組みも行われるようになってきた。

時代が進むにつれ、登校拒否・不登校の問題を抱える児童・生徒に対する居場所のバリエーションも増加していった。保健室、適応教室、フリースクール、NPO等々である。社会的要請によって設置され始めた時期には、その受け入れや社会的認知は決して高いものであるとはいえなかった。しかし、時代が進むにつれ、登校拒否・不登校の児童・生徒に対する指導方法の見直しがあり、それに伴い様々な居場所も認知されるようになっていった。

また、その「居場所」という言葉そのものも社会に急速に広がってきている。しかし、石本によれば「居場所に関する研究はまだ模索段階」であり、「現在では多種多様なものを指し示すように」になっているのが現状である²¹。

様々なニーズを満たすために必要とされながら、その居場所を支える経済的基盤や法的根拠はまだまだ脆弱であるといえるだろう。国の方針として示されているように²²、様々なニーズのある児童・生徒に対する進路保障という点で、多様な居場所のあり方を認知

し、援助していく仕組みを構築していく必要があるだろう。

その際に多様な「居場所」のあり方を踏まえた上で、以下のような点に注意し、財政上の支援を行っていくことも検討していく必要があるように思われる。

本来の「居場所」の役割として、「頑張らなければならない」、「親の期待に応えなければならない」といった「ねばならない」というノルマからの離別が求められると考えられる。しかしながら、何らかの実績が求められるような助成事業を受託し、その成果を求められるとしたら、果たして「ねばならない」というノルマからの離別は可能になるのだろうか。つまり、居場所そのものが高山のいう「ノルマ的価値観」²³に基づいて運営されなければならない事態に陥ってしまうと、「ねばならない」という問題から一步離れ、立ち上がる登校拒否・不登校問題を抱える児童・生徒の居場所となりえないのではないか。

しかしながら一方で、居場所の運営という点においては何らかの資金が必要となる。それ故全く善意の人々によるボランティアに依存することが、また、財政難に耐えながら運営する善意のスタッフに依存することが「居場所」の継続的な運営を可能とするとは考えにくい。レインボーハウスの実践にもあったように、「居場所」は一定の成果を求められるいわゆる「ノルマ付き」の支援を得るのか、それとも財政難に耐えながら細々と運営を行うのかの選択を迫られる。ここで、高山の言う「ノルマ的価値観の相対化を目指す居場所が、ノルマ的価値観のもとで維持されるという逆説」が起きると考えられる²⁴。さらに、経済的困難にある家庭が増える中で一定の経済的負担を家庭に強いる、また負担を求めざるを得ない現行のような「居場所」が多い中で、すべての登校拒否や不登校の問題を抱える児童・生徒の基本的な学習権の保障、日本国憲法第13条にいわれるような幸福追求権²⁵や、自分が自分らしく社会で生きていくことの権利の保障ができるとは考えにくい。

レインボーハウスにおける実践や地域とのつながりを大切に、育てていこうという取り組みは決して「ねばならない」というノルマの中からは生まれてこなかったものだと考えられる。この「ねばならない」というノルマに抗して、子ども・青年達に「誰にとっても、何かをしたから評価されるのではなく、するか

どうかを自分で決められたこと、そしてその自分で決められたことを尊重されたことこそが、自分で自分の人生をつくっていく際の『土台』となるのではないだろうか。」という理念に基づき居場所運営を行っている。このことこそがレインボーハウスの「居場所」としての特徴であろう。「居場所」の機能について検討を行った際、「居場所」に求められる機能の一つは「ありのままでいられる」ことであった。

レインボーハウスの実践は「居場所」そのものが「ありのままでいられる」事を求めて運営されている。

しかしながらその結果、国や地方公共団体の求める支援である「学習支援」「就労支援」については実施せず、各種補助金が得られない状況になっている。結果として、運営上の困難を抱えているのも現実である。

国が登校拒否・不登校問題を抱える子ども・青年の居場所として、民間施設の活用を積極的に打ち出していくのであれば、様々な施設のありようを認めた上で、「居場所」そのものが「ありのままで」いられる様に積極的な支援を行う必要があると考える。

引用文献

1. 不登校問題に関する調査研究協力者会議、2003、「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」、pp.11-12
2. 石本雄真、2009、「居場所概念の普及およびその研究と課題」、『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』、3(1)、p.93、神戸大学大学院人間発達環境学研究科
3. 石本雄真、2009、「居場所概念の普及およびその研究と課題」、『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』、3(1)、p.93、神戸大学大学院人間発達環境学研究科
4. 学校不適応対策調査研究協力者会議、1992、「学校不適応対策調査研究協力者会議報告（登校拒否にどう対応するか＜特集＞）」、『季刊教育法』、88、p.76、エイデル研究所
5. 石本雄真、2009、「居場所概念の普及およびその研究と課題」、『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』、3(1)、p.94、神戸大学大学院人間発達環境学研究科
6. 石本雄真、2009、「居場所概念の普及およびその研究と課題」、『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』、3(1)、p.94、神戸大学大学院人間発達環境学研究科
7. 石本雄真、2009、「居場所概念の普及およびその研究と課題」、『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』、3(1)、p.95、神戸大学大学院人間発達環境学研究科
8. 小川幸裕、2005、「子どもの『居場所』に関する研究」、『北星学園大学院社会福祉学研究科北星学園大学大学院論集』、8、p.41、北星学園大学
9. 高垣忠一郎、2002、『共に待つところ達 登校拒否・ひきこもりを語る』、p.130、かもがわ出版
10. 住田正樹、2004、「子どもの居場所と臨床教育社会学」、『教育社会学研究』、74、pp.103-104、日本教育社会学会
11. 住田正樹、2004、「子どもの居場所と臨床教育社会学」、『教育社会学研究』、74、p.104、日本教育社会学会
12. 小川幸裕、2005、「子どもの『居場所』に関する研究」、『北星学園大学院社会福祉学研究科北星学園大学大学院論集』、8、p.43、北星学園大学
13. 学校不適応対策調査研究協力者会議、1992、「学校不適応対策調査研究協力者会議報告（登校拒否にどう対応するか＜特集＞）」、『季刊教育法』、88、p.76、エイデル研究所
14. 不登校問題に関する調査研究協力者会議、2003、「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」、p.25
15. 不登校問題に関する調査研究協力者会議、2003、「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」、p.30
16. 不登校問題に関する調査研究協力者会議、2003、「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」、p.30
17. 不登校問題に関する調査研究協力者会議、2003、「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」、p.32
18. 不登校問題に関する調査研究協力者会議、2003、「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」、p.33
19. 文部科学省、文部科学白書「平成23年度 文部科学白書 第2部 第2章 第5節（4）」、2012年9月29日、http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab201201/detail/1324454.htm
20. 文部科学省、文部科学白書「平成23年度 文部科学白書 第2部 第2章 第5節（4）（5）」、2012年9月29日、http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab201201/detail/1324454.htm
21. 石本雄真、2009、「居場所概念の普及およびその研究と課題」、『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』、3(1)、p.94、神戸大学大学院人間発達環境学研究科

要』、3 (1)、p.97、神戸大学大学院人間発達環境学研究科

22. 不登校問題に関する調査研究協力者会議、2003、「今後の不登校への対応の在り方について（報告）」、p.36
ここで、進学・就労支援について「社会的自立を支援するための受け皿が必要である。」と述べられている。
23. 高山龍太郎、2010、「4.不登校の居場所で何がおこなわれているか（I-8部会 不登校,研究発表I,一般研究報告）」、『日本教育社会学会大会発表要理録集』、62、p.74、日本教育社会学会
24. 高山龍太郎、2010、「4.不登校の居場所で何がおこなわれているか（I-8部会 不登校,研究発表I,一般研究報告）」、『日本教育社会学会大会発表要理録集』、62、p.74、日本教育社会学会
25. 日本国憲法第13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」ここから自分らしくあるために、様々な形のある居場所から、当事者が自己決定することが必要だと思われる。その為には国の財政支援についても、様々な形の居場所に対して行われるべきであると考え。

参考文献

深谷和子編、2011、「不登校の現在」、『児童心理6月号臨時増刊』、65、金子書房

日高潤子、尾崎啓子、2007、「適応指導教室における不登校中学生の回復に関する研究(1)：卒業生2名の面接調査によるレジリエンスの観点からの検討」、『目白大学心理学研究』、3、pp.51-61、目白大学

Ibasho for Children Engaged in “toukoukyohi/futoko (school truancy/non-attendance)” : An Outlook Through the Lens of Policy and Current Practices

Daisuke Nakahara*, Hiroyuki Doi**

Abstract

The purpose of this research is to explore Ibasho “or place, belonging” for “Children Engaged in School Refusal or Truancy.” First, we examined the 1992 and 2003 reports per the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) in terms of Ibasho. Additionally, we described the policy, doctrine, and associated problems of the NPO Rainbow House. From this information we determined that there is a gap between the institutions that the public would like to proactively establish and the programs that are actually managed and funded with public funds that are difficult to attain. In order for Ibasho to be practically applied, a diversity of Ibasho must be recognized, and proactive budget support with public funds must be considered.

Key words: “toukoukyohi/futoko (school truancy/non-attendance)” , *Ibasho*, NPO, Practices

*Fukuyama Heisei University
Contact Address : Daisuke Nakahara
〒720-0001 117-1 Kami-iwanari, Miyuki-Cho, Fukuyama City, Hiroshima
Faculty of Welfare and Health Science
Department of Childhood Education
E-mail: nakahara@heisei-u.ac.jp

**Specified Nonprofit Corporation RainbowHouse